

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町公園設置条例第 6 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町公園設置条例第 5 条、第 6 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町公園設置条例 (行為の禁止)</p> <p>第 5 条 公園において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序を乱し、また、善良な風俗を害するおそれがある行為をすること。 (2) 公園を損傷又はごみその他汚物の投棄等、不衛生な行為をすること。 (3) 樹木の伐採又は植物を採取すること。 (4) 土地の形態を変更すること。 (5) 鳥獣類の捕獲又は殺傷すること。 (6) はり紙、はり札又は広告を表示すること。 (7) 立入禁止区域に立ち入ること。 (8) 危険な行為又は他人の迷惑となる行為をすること。 (9) 使用申請書に記載した使用目的以外に使用すること。 (10) その他公園の使用及び管理運営上支障となる行為をすること。 <p>(使用の不許可及び許可の取消し)</p> <p>第 6 条 町長は、前条の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないこと又は使用の許可を取消しすることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日